



平成22年5月20日

各 位

会 社 名 日 立 造 船 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 古 川 実  
(コード番号 7004 東証・大証 各第1部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 務・人 事 部 長 神 谷 明 文  
TEL(06)6569-0013

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月20日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成22年6月25日開催予定の第113回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会の招集権者および議長について、取締役会で予め定めた代表取締役が務めることとするため、現行定款第13条（株主総会の招集及び議長）について、所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任を明確化し、株主総会による信任の機会を増やすため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（取締役の任期）について、所要の変更を行うものであります。また、補欠取締役の選任決議の効力を2年とする旨を定めた現行定款第21条（補欠取締役の選任決議の効力）については、取締役の任期に合わせて、これを削除するものであります。
- (3) 役付取締役の構成に関して、取締役会で機動的に定めることにより、柔軟な経営体制を構築できるよう、現行定款第24条（役付取締役）について、所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記規定の削除に伴う条数の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成22年6月25日  
定款変更の効力発生日 平成22年6月25日

以 上

## 現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第13条 (株主総会の招集及び議長)  定時株主総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に、臨時株主総会は臨時必要あるときに、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。  <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p>第21条 (補欠取締役の選任決議の効力)  <u>会社法第329条第 2 項の規定に基づく補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条 (取締役の任期)  取締役の任期は、選任後 <u>2 年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第23条 (代表取締役)  (条文省略)</p> <p>第24条 (役付取締役)  取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>第25条～第30条  (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会</p> <p>第31条～第40条  (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第41条～第43条  (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第44条～第47条  (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第13条 (株主総会の招集及び議長)  定時株主総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に、臨時株主総会は臨時必要あるときに、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会で予め定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。  <u>前項により株主総会を招集すべき者</u>に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p style="text-align: center;">&lt;本条 削除&gt;</p> <p>第21条 (取締役の任期)  取締役の任期は、選任後 <u>1 年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第22条 (代表取締役)  (現行どおり)</p> <p>第23条 (役付取締役)  取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名 <u>及びその他の役付取締役</u>を選定することができる。</p> <p>第24条～第29条  (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会</p> <p>第30条～第39条  (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第40条～第42条  (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第43条～第46条  (現行どおり)</p>

(終)